

事務連絡  
令和3年7月8日

建設業労働災害防止協会神奈川支部 支部長 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

剥離剤を使用する作業における労働災害防止については、令和2年8月17日付け基安化発 0817 第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」により示されたところですが、最新の知見等を踏まえ、別添のとおり、同通知が改正されたので、会員事業場に対する周知を図っていただくようお願いします。